

令和5年7月19日

障害福祉サービス事業所等管理者様

茅ヶ崎市福祉部障がい福祉課長

茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金の申請手続きについて（通知）

本市の福祉行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

原油価格及び物価の高騰により事業の運営に支障が生じている障害福祉サービス事業所等を支援するため、令和5年4月から9月における標記の支援金を支給することいたしました。

つきましては、次のとおり支給申請を受け付けますので、支給を希望する場合は、法人で取りまとめの上、期日までに申請書を送付くださいますようお願いします。

1 対象事業所・支給金額

支援の対象となる事業者は、下表に掲げる障害福祉サービス事業所等のうち次の要件を満たすものを運営する事業者です。

- ・市内に所在するもの
- ・令和5年9月30日までに神奈川県又は市の指定等を受けているもの

※支給の対象期間である令和5年4月から9月の間に、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。）をする予定の事業者については、個別に御相談ください。

区分	事業所種別	支給単価
1 訪問系	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業、移動支援、訪問入浴サービス	1事業所当たり 25,000円
2 通所系	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く））、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援	1事業所当たり 50,000円
3 入所系	施設入所支援、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム	定員1人当たり 7,500円

備考 1 同一の建物内で居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護又は移動支援のう

ち2以上のサービスを行っている場合は、1つの障害福祉サービス事業所等とみなす。

- 2 同一の建物内で計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援又は障害者相談支援事業のうち2以上のサービスを行っている場合は、1つの障害福祉サービス事業所等とみなす。
- 3 令和5年4月から9月までの運営月数が6月に満たない事業所については、支給単価に令和5年4月から9月までに事業所を運営した月数を乗じて得た額を6で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。）とする。

例1) 同一建物内で、介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護、計画相談支援及び生活介護のサービス提供をしている場合

居宅介護	訪問系	25,000円
計画相談支援	訪問系	25,000円
生活介護	通所系	50,000円
支給申請額		100,000円

※同一建物内で、介護保険サービスの提供をしている場合も、申請は可能です。

例2) 令和5年7月1日に指定を受け、児童発達支援のサービス提供をしている場合

児童発達支援	通所系	50,000円×3か月／6か月=25,000円
支給申請額		25,000円

2 申請方法

申請は、設置する事業所を法人が取りまとめて1回で申請してください。

- (1) 申請期間 令和5年7月19日（水）～令和5年9月30日（土）
- (2) 申請方法 e-kanagawa 神奈川県電子申請システムによる電子申請

URL: https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142077-u/offer/offerList_detail?tempSeq=56102

※申請方法は、別紙をご覧ください。

- (3) 提出物 茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書
(申請者と口座名義人が異なる場合には、委任状の提出も必要となります。)
※e-kanagawa 神奈川県電子申請システム又は市HPよりダウンロードしてください。

3 その他

神奈川県においても同様の支援金制度が行われる予定です。支給要件が一部異なりますので、それぞれ詳細を御確認ください。

事務担当 障がい福祉課 大八木・吉井・山根・池内
電 話 0467-81-7161 (課直通)
F A X 0467-82-5157
メ ー ル shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp